

証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証券等の様式を定める省令
 (平成四年大蔵省令第六十八号)

改 正 案

現 行

<p>(検査をするときに携帯すべき証券等の様式)</p> <p>第一条 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第九十条第一項(外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)第三十六条第二項において準用する場合を含む。)及び金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)第五十二条第三項(第七十七条第三項及び第九十条第二項において準用する場合を含む。)の規定により証券取引等監視委員会(以下「委員会」という。)の職員(委員会の委任を受けた財務局長又は財務支局長の命を受けた職員を含む。)が検査をするときに携帯すべきその身分を示す証券又は証明書は、別紙様式第一による。</p> <p>(犯則事件の調査をするときに携帯すべき証券の様式)</p> <p>第二条 証券取引法第二百十四条(外国証券業者に関する法律第五十三条の規定により適用する場合を含む。)及び金融先物取引法第一百十条の規定により委員会の職員(証券取引法第二百二十四条第二項(外国証券業者に関する法律第五十三条の規定により適用する場合を含む。)及び金融先物取引法第二百十条第二項の規定により委員会の職員とみなされる財務局又は財務支局の職員を含む。)が犯則事件の調査をするときに携</p>	<p>(検査をするときに携帯すべき証券等の様式)</p> <p>第一条 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第九十条第一項(外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)第二十九条第二項において準用する場合を含む。)及び金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)第五十二条第三項(第七十七条第三項及び第九十条第二項において準用する場合を含む。)の規定により証券取引等監視委員会(以下「委員会」という。)の職員(委員会の委任を受けた財務局長又は財務支局長の命を受けた職員を含む。)が検査をするときに携帯すべきその身分を示す証券又は証明書は、別紙様式第一による。</p> <p>(犯則事件の調査をするときに携帯すべき証券の様式)</p> <p>第二条 証券取引法第二百十四条(外国証券業者に関する法律第三十八条の二の規定により適用する場合を含む。)及び金融先物取引法第一百十条の規定により委員会の職員(証券取引法第二百二十四条第二項(外国証券業者に関する法律第三十八条の二の規定により適用する場合を含む。)及び金融先物取引法第二百十条第二項の規定により委員会の職員とみなされる財務局又は財務支局の職員を含む。)が犯則事件の調査をする</p>
--	--

持すべきその身分を示す証票は、別紙様式第二による。

ときに携帯すべきその身分を示す証票は、別紙様式第二による。